

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月14日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長 鷲本 晴吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長 鷲本 晴吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期 第2四半期 連結累計期間	第16期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間	第16期 第2四半期 連結会計期間	第15期
会計期間	自 平成20年 10月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成21年 9月30日
売上高 (千円)	2,047,287	2,592,256	1,204,626	830,187	10,385,341
経常損失 (千円)	20,484,271	774,804	18,165,949	296,836	21,197,306
四半期(当期)純損失 (千円)	14,169,145	405,206	12,061,777	248,265	12,091,075
純資産額 (千円)	—	—	3,213,295	5,146,361	5,447,836
総資産額 (千円)	—	—	22,643,306	10,613,544	15,766,064
1株当たり純資産額 (円)	—	—	2,176.58	3,536.97	3,851.31
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	11,728.11	335.40	9,983.80	205.49	10,008.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	11.6	40.3	29.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,371,410	1,715,800	—	—	8,333,833
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	8,213,648	△2,047,948	—	—	7,687,744
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△16,209,555	△4,144,758	—	—	△19,674,600
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	5,864,782	1,407,532	5,811,512
従業員数 (名)	—	—	130	86	117

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間に、滞納家賃保証事業を行ってございました(株)イントラスト（連結子会社）について、平成22年2月3日に全株式を売却したため、子会社の範囲から除外しております。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

除外

(株)イントラスト(連結子会社)については、平成22年2月3日に全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	86	(14)
---------	----	------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト）の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 従業員数が当第2四半期連結会計期間において33名減少しておりますが、主として(株)イントラストが連結子会社でなくなったことによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	46	(2)
---------	----	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員、契約社員、アルバイト）の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【営業取引の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資銀行事業	156,809	63.8
再保険保証事業	286,833	73.5
不動産関連事業	320,022	76.6
その他事業	66,522	71.3
合計	830,187	72.4

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

#### 2 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Lloyd's Syndicate HDU 382	—	—	198,145	23.9
大和リビング(株)	183,279	15.2	—	—
AIBJ Roppongi 合同会社	142,380	11.8	—	—
合計	325,660	27.0	198,145	23.9

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく貸付金の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」(平成11年5月19日 大蔵省令第57号)に基づく、提出会社における貸付金の状況は次の通りであります。

①貸付金の種別残高内訳

平成22年3月31日現在

貸付種別	件数(件)	構成割合(%)	残高(千円)	構成割合(%)	平均約定金利(%)
消費者向け 無担保(住宅向けを除く)	—	—	—	—	—
有担保(住宅向けを除く)	—	—	—	—	—
住宅向け	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
事業者向け 無担保	2	11.76	282,134	3.98	7.27
有担保	15	88.24	6,804,659	96.02	5.88
手形割引	—	—	—	—	—
計	17	100.00	7,086,793	100.00	5.93
合計	17	100.00	7,086,793	100.00	5.93

②資金調達内訳

平成22年3月31日現在

借入先等	残高(千円)	平均調達金利(%)
金融機関等からの借入	1,157,175	1.21
その他	3,090,000	—
社債・CP	3,090,000	—
合計	3,225,000	0.33
自己資本	14,678,632	—
資本金・出資額	10,764,317	—

(注) 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除し、引当金の合計額を加えた額であります。

## ③業種別貸付金残高内訳

平成22年3月31日現在

業種別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (千円)	構成割合 (%)
農業、林業、漁業、鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	1	5.88	100,000	1.41
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	15	88.24	6,813,793	96.15
飲食店、宿泊業	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
複合サービス事業	—	—	—	—
サービス業 (他に分類されないもの)	1	5.88	173,000	2.44
個人	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	17	100.00	7,086,793	100.00

## ④担保別貸付金残高内訳

平成22年3月31日現在

受入担保の種類	残高 (千円)	構成割合 (%)
有価証券	2,435,373	34.36
うち株式	1,860,373	—
債権	—	—
うち預金	—	—
商品	—	—
不動産	2,284,885	32.24
財団	—	—
その他	2,084,400	29.41
計	6,804,659	96.02
保証	—	—
無担保	282,134	3.98
合 計	7,086,793	100.00

## ⑤期間別貸付金残高内訳

平成22年3月31日現在

業種別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (千円)	構成割合 (%)
1年以下	6	35.29	3,916,173	55.26
1年超 5年以下	11	64.71	3,170,619	44.74
5年超 10年以下	—	—	—	—
10年超 15年以下	—	—	—	—
15年超 20年以下	—	—	—	—
20年超 25年以下	—	—	—	—
25年超	—	—	—	—
合 計	17	100.00	7,086,793	100.00
一件当たりの平均期間			1年8ヶ月	

(注) 期間は、約定期間によっております。

## 2 【事業等のリスク】

### (1) 前連結会計年度の有価証券報告書の事業等のリスクの重要な変更

2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の所持人の選択による平成22年2月8日の繰上償還を完了したことに伴い、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクのうち、「2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について」を削除いたします。

### (2) 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の所持人の選択による平成22年2月8日の繰上償還については完了しましたが、世界的な金融危機と景気後退の影響による不動産市況の悪化により、貸付債権等の大幅な引当処理を実行し資産圧縮を徹底させたことで、2期連続して重要な営業損失を計上しており、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失775,512千円を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、収益基盤の早期確立のための経営戦略、費用削減体制の継続、営業貸付金の回収等、金融機関、投資家からの資金調達を推し進め、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消を図っております。しかしながら、それぞれの今後の取組みが不十分な結果となった場合において、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。



### 3 【経営上の重要な契約等】

当社は平成22年2月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社イントラスト（以下、「イントラスト」といいます。）の全株式及びイントラストに対する債権を譲渡することを決議し、平成22年2月2日に株式譲渡契約及び債権譲渡契約を締結しております。なお、両契約に基づき、平成22年2月3日に当該株式及び債権を譲渡しております。

#### (1) 子会社株式及び債権の譲渡の理由

家賃保証事業を行うイントラストは、前々期より黒字転換し業績は順調に伸張しておりますが、第1四半期連結会計期間末の当社のイントラストへの投融資額（850,000千円、預金担保提供を含む）は連結純資産額（5,207,007千円）の2割弱を占めており、また今後の家賃保証契約の増加に伴い、立替家賃等の資金需要も増大し、更なる資金支援が必要となると見込まれます。

当社グループは、残された経営課題である「収益力の回復」へ向けコアビジネスである投資銀行事業の再強化を進めております。イントラストへ投下した資金を早期に回収しコアビジネスへ再投下することで、更なる収益力の拡大とアセットの効率化を実現することが経営施策上重要と考え、当社が保有する全株式をPrestige International (S) Pte Ltd.（親会社：株式会社プレステージ・インターナショナル 大阪証券取引所へラクレス市場上場）へ譲渡し、また当社からイントラストへの貸付債権も併せて譲渡することと致しました。

#### (2) 株式譲渡、債権譲渡した子会社の概要

①商号	株式会社イントラスト
②事業の内容	滞納家賃保証事業
③所在地	東京都港区虎ノ門一丁目22番16号
④代表者	代表取締役社長 桑原 豊
⑤資本金	200,000千円

#### (3) 株式譲渡、債権譲渡の相手先の概要

①商号	Prestige International (S) Pte Ltd.
②事業の内容	BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）事業
③所在地	583 Orchard Road, #09-03 Forum, SINGAPORE 238884
④代表者	代表取締役社長 赤尾 喜子
⑤資本金	3,350,000シンガポールドル

#### (4) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡後の持分比率

①譲渡株式数	1,950株
②譲渡価額	10,000千円
③譲渡後の持分比率	0%

#### (5) 譲渡債権の内容、譲渡価額

①譲渡債権の内容	貸付金650,000千円
②譲渡価額	390,000千円

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

##### ① 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済環境は、海外経済の改善により輸出や生産が増加し個人消費が耐久消費財を中心に持ち直しているものの、雇用・所得環境は厳しく、景気の先行きは依然として不透明であります。

当社グループが属する金融業界及び当社グループの主な顧客層が属する不動産業界においては、不動産取引が回復基調となり、空室率（東京のオフィス）の上昇が穏やかになり賃料も下げ幅が縮小するなど不動産マーケットは底打ちの兆しがでてきております。レンダーや投資家の新規の投融資姿勢については、信託銀行や不動産会社による新たな不動産ファンド設定の動きがあるなど改善傾向が見られ、新興国の不動産価格に警戒感を持つ投資家が、市場規模が大きく安定性のある日本の不動産への投資意欲を増してきております。

当社グループの主力である投資銀行事業及びそれに付随する不動産関連事業においては、資金需要者（投資機会）のソーシング及び国内外の投資家招聘に積極的に動き、両者のマッチングのためのストラクチャードトレーディング(下記(注)参照)及び投資物件のアセットマネジメント業務獲得に営業リソースを重点的に投入しました。当第2四半期の実行案件としては、海外の大手ファンドを招聘し、当社との共同投資によりマンション再販投資案件をクローズし、当該投資ビークルのアセットマネジメント業務をフィンテックアセットマネジメント株式会社が受託したことにより、手数料収入を売上計上しております。一方、プリンシパルファイナンス業務については投融資残高の減少により金利収入が前年同期比で減少しております。

また、再保険事業はCrane Reinsurance Limitedが再保険の引受けを順調に積み上げており前年同期比で増収となりましたが、保証事業は株式会社イントラストの全株式を平成22年2月3日に譲渡し同社を連結の範囲から除外したことで減収となり、再保険保証事業としては前年同期比で減収となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日～平成22年3月31日）の経営成績については、売上高は830百万円（前年同期比31.1%減）、営業損失は271百万円（前年同期は17,825百万円の損失）、経常損失は296百万円（前年同期は18,165百万円の損失）、四半期純損失は248百万円（前年同期は12,061百万円の損失）となりました。

(注)ストラクチャードトレーディングとは、物件の売り手と買い手の希望価格や投資家のリスク許容度、さらにその他の関係者との利害対立などにより、ストレートな売買ができない場合に、取引の仕組み構築やそれぞれの関係者の利害調整を行うことで、取引を成立させる当社の業務手法です。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

##### I. 投資銀行事業

###### (a) アレンジャー業務

顧客の資金調達等に係るアドバイザー業務や不動産投資案件のリファイナンス・アレンジメン

トにより、アレンジャー業務の売上高は111百万円（前年同期比23.3%減）、売上総利益は111百万円（前年同期比22.4%減）となりました。

#### (b) プリンシパルファイナンス業務

前連結会計年度において資産圧縮のため営業貸付金等の回収を進め投融資残高が減少した影響により、既存の投融資案件からの金利収入は前年同期と比較して大きく減少しておりますが、当第2四半期において、海外の大手ファンドと共同でマンション再販投資案件を実行しております。この結果、プリンシパルファイナンス業務の売上高は34百万円（前年同期比68.5%減）、売上総利益は20百万円（前年同期は9,335百万円の損失）となりました。

#### (c) その他投資銀行業務

特別目的会社の管理業務（アドミニストレーション業務）については、既存案件の減少により、収益は減少しております。この結果、その他投資銀行業務の売上高は10百万円（前年同期比77.6%減）、売上総利益は10百万円（前年同期比77.6%減）となりました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は156百万円（前年同期比36.2%減）、売上総利益は143百万円（前年同期は9,143百万円の損失）、営業損失は262百万円（前年同期は17,127百万円の損失）となりました。

### II. 再保険保証事業

再保険事業はCrane Reinsurance Limitedが再保険の引受けを順調に積み上げており前年同期比で増収となりましたが、保証事業は株式会社イントラストの全株式を平成22年2月3日に譲渡し同社を連結の範囲から除外したことで減収となり、再保険保証事業としては前年同期比で減収となりました。

以上の結果、売上高は286百万円（前年同期比26.5%減）、売上総損失は4百万円（前年同期は123百万円の利益）、営業損失は79百万円（前年同期は831百万円の損失）となりました。

### III. 不動産関連事業

当事業においては、マンション再販投資事業で売上を確保した他、不動産仲介の売上を計上しております。

株式会社ベルスは、厳しい不動産市況に加えてクライアントの業績低下の影響により、不動産紹介ビジネス及び社宅代行ビジネス等が影響を受けておりますが、ここ数年拡大してきた福利厚生会社との協業を推進しました。

株式会社新栄不動産開発については、既存プロジェクトの販売が堅調に推移しており、フィンテックアセットマネジメント株式会社は「I. 投資銀行事業」で記載したマンション再販投資事業に係る投資ビークルのアセットマネジメントを新たに開始したことなどにより売上を計上しております。

以上の結果、売上高は320百万円（前年同期比23.4%減）、売上総利益は257百万円（前年同期比637.4%増）、営業利益は110百万円（前年同期は88百万円の損失）となりました。

#### IV. その他事業

公会計ソフトの販売、コンサルティングを行う株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングについては、各地方自治体の厳しい予算環境の影響を受け、システム開発費用等による売上原価が増加しております。

以上の結果、売上高は66百万円（前年同期比28.7%減）、売上総利益は3百万円（前年同期比85.0%減）、営業損失は28百万円（前年同期は4百万円の損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

##### I. 日本

日本において、当社グループは資金需要者（投資機会）のソーシング及び国内外の投資家招聘に積極的に動き、両者のマッチングのためのストラクチャードトレーディング（取引の仕組み構築や関係者間の調整等）及び投資物件のアセットマネジメント業務獲得に営業リソースを重点的に投入しました。当第2四半期の実行案件としては、海外の大手ファンドを招聘し、当社との共同投資によりマンション再販投資案件をクローズし、当該投資ビークルのアセットマネジメント業務をフィンテックアセットマネジメント株式会社が受託したことにより、手数料収入を売上計上しております。一方、プリンシパルファイナンス業務については投融資残高の減少により前年同期比で金利収入が減少傾向であり、保証事業については株式会社イントラストの全株式を平成22年2月3日に譲渡し同社を連結の範囲から除外したことで保証売上が減少しております。

以上の結果、売上高は632百万円となり、営業損失は137百万円となりました。

##### II. 欧米

再保険事業において、Crane Reinsurance Limitedが世界保険市場の中心であるロイズで事業展開している再保険会社Hardy Underwriting Bermuda Limitedとの提携により、同社の引き受ける再保険契約の一部を自動的に取り込むことで、保険料収入が伸長しました。

以上の結果、売上高は198百万円となり、営業損失は120百万円となりました。

なお、所在地別セグメントの業績は、前第2四半期連結会計期間については、全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%超であり、所在地別セグメントの記載を省略していたため、前第2四半期連結会計期間との比較は行っておりません。

#### ② 財政状態の分析

##### （総資産）

当第2四半期連結会計期間末における総資産は10,613百万円（前連結会計年度末比32.7%減）となりました。これは主として、現金及び預金が4,403百万円減少し、営業貸付金が4,260百万円減少したものの、貸倒引当金が2,491百万円減少し、子会社が当社新株予約権付社債を取得したことなどにより投資有価証券が2,769百万円増加したことによるものであります。

##### （負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債は5,467百万円（前連結会計年度末比47.0%減）となりま

した。これは主として、買入消却及び繰上償還による新株予約権付社債4,860百万円の減少によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は5,146百万円(前連結会計年度末比5.5%減)となりました。これは主として、当第2四半期連結累計期間の四半期純損失405百万円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、1,407百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は、58百万円(前年同期は2,846百万円の増加)となりました。

増加の主な内訳は、営業貸付金の減少1,649百万円であり、減少の主な内訳は、税金等調整前四半期純損失258百万円の計上に加え、貸倒引当金の減少1,506百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は、543百万円(前年同期比57.4%減)となりました。

増加の主な内訳は、有価証券の減少224百万円及び株式会社イントラストの株式を譲渡したことによる連結の範囲の変更を伴う子会社売却による収入320百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、2,287百万円(前年同期は5,123百万円の減少)となりました。

増加の主な内訳は、少数株主からの払込みによる収入279百万円であり、減少の主な内訳は、社債の償還による支出2,560百万円であります。

④ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

⑤ 研究開発活動

該当事項はありません。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策

「2 事業等のリスク」に記載しているとおり、当社グループには将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。当社グループといたしましては、当該状況を解消すべく、下記の対応策を策定し取り組んでおります。

① 収益基盤の早期確立

当社を中心とする投資銀行事業において、今後も増加が予想されるディストレスアセットを背景に、国内外の投資家に対し事業再生案件やマンション再販投資事業案件などの投資機会を提供するとともに、その案件の取引の仕組み構築や関係者間の調整（ストラクチャードトレーディング(注)）及びアセットマネジメントに注力し、また不動産価格の底打ち期待を背景に、開発案件を模索するデベロッパーも散見されつつあることから、この資金ニーズに対応できるストラクチャードファイナンスを積極的に提案し、収益の拡大を目指して参ります。

これら業務を推進していく体制整備といたしまして、アセットマネジメント機能、証券機能の充実を図り、必要に応じて他社とのアライアンスや買収も視野にいて、投資銀行としての機能強化を図るとともに、グループ会社の再整備を行って参ります。

また、公共財関連事業は、公会計、PPP（Public Private Partnership: 公民連携）、財務のコンサルティングを展開しノウハウを蓄積させるとともに、ファイナンスアレンジメントやアセットマネジメントへ向けての取組みを進めて参ります。

(注) ストラクチャードトレーディングとは、物件の売り手と買い手の希望価格や投資家のリスク許容度、さらにその他の関係者との利害対立などにより、ストレートな売買ができない場合に、取引の仕組み構築やそれぞれの関係者の利害調整を行うことで、取引を成立させる当社の業務手法であります。

## ② 費用の削減体制の継続

前連結会計年度より、すでに大幅な費用の見直しを実施し効果がでておりますが、無駄をそぎ落とした事業推進を継続して参ります。

## ③ 営業貸付金の回収等

営業貸付金の回収や資産売却による流動性の確保に努めて参ります。

## ④ 金融機関、投資家等からの資金調達

金融機関及び投資家等からの新規の借入等の資金調達を検討いたします。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,084,000
計	3,084,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,208,135	1,208,135	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
計	1,208,135	1,208,135	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。



(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)

(平成13年12月25日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	725 (注) 1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり667 (注) 2, 4
新株予約権の行使期間	平成15年12月26日から平成23年12月25日まで (当社取締役及び従業員)  当社上場後から平成23年12月25日まで (認定支援者)(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 (注) 2, 4 資本組入額 667 (注) 2, 4
新株予約権の行使の条件	当社取締役、又は従業員であることを要す (認定支援者を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割等により株式を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{(\text{既発行株式数})}$$

- 2 当社が株式の分割及び発行価額を下回る価格で新株を発行する場合、又は転換社債及び新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$(\text{調整後発行価額}) = \frac{(\text{既発行株式数}) \times (\text{調整前発行価額}) + (\text{新発行株式数}) \times (1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新発行株式数})}$$

- 3 当社は「新事業創出促進法(経済産業省認定)」の認定事業者であります。
- 4 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

## ② 新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

(平成16年6月16日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	448
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,600 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,334 (注)2, 3, 5 資本組入額 5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年6月16日開催の臨時株主総会ならびに平成16年12月1日及び平成16年12月14日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成16年12月3日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,850 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり14,667 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年12月10日から平成26年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,667(注)2, 3, 5 資本組入額 14,667(注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年12月3日開催の定時株主総会及び平成17年12月2日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成17年12月20日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり145,979(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から平成27年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145,979(注) 2, 3, 5 資本組入額 72,990(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- 3 時価を下回る価格で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件については、平成17年12月20日開催の定時株主総会及び平成18年4月27日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

- 5 当社は、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

(平成18年12月20日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	768
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり71,130(注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成21年6月4日から 平成28年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,130(注) 2, 3 資本組入額 35,565(注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価格で新株の発行又は自己株式の処分(ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

- 4 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権割当契約で権利行使期間中の各年(6月4日から翌年6月3日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限を定めることができるものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(平成20年12月19日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,695(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年12月29日から平成30年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695(注)2 資本組入額 1,348(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

### 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - v 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - viii 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成21年12月18日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	268
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	268 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,220(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月28日から平成31年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,220(注) 2 資本組入額 1,610(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)



(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - v 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - viii 新株予約権の取得条項  
(注)5に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### ③ 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)

(取締役会決議 平成19年1月22日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	309
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,482 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり158,600(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年2月22日から平成24年1月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 158,600(注) 2, 3, 4 資本組入額 79,300(注) 2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権付社債の残高(百万円)	3,090

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とします。

#### 2 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び転換予約権付株式の転換予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{1}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されるものとします。

#### 3 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 本新株予約権付社債所持人は、平成22年12月31日までは、ある四半期の初日から最終日の期間において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該直前の四半期の最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、かかる計算は平成22年12月31日に終了する四半期には行わないものとします。平成23年1月1日以降の期間においては、本新株予約権付社債所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日において当該取引日に適用のある転換価額の120%を超える場合は、以後いつでも、本新株予約権を行使することができます。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間中は適用されません。なお、本項において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日を行い、当社普通株式の終値が発表されない日を含みません。

① 当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、下記(注) 5 (1)記載の当社の選択による本社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間

② 当社が組織再編行為を行う場合、本新株予約権付社債所持人に対して当該組織再編行為に関する通知を行った日以降の期間

4 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。また、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

## 5 本社債の繰上償還

本社債は繰上償還に関して主に以下のように定めております。

### (1) 当社の選択による繰上償還

クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、税制変更等による繰上償還、当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

### (2) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、平成22年2月8日(以下「任意償還日」という。)において、その保有する本社債を本社債額面金額の100%で償還することを請求することができる。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、当該任意償還日に先立つ30日以上60日以内の期間に所定の償還通知書とともに当該本新株予約権付社債を本社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は当社の書面による同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。

## 6 当社が組織再編行為を行う場合、当社は承継会社等をして、承継会社等の新株予約権の交付をさせるよう最善の努力を尽くすことを定めておりますが、その主な内容は以下のように定めております。

### (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

### (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

### (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2と同様な調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。

### (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

### (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

### (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年3月31日	—	1,208,135	—	10,764,317	—	10,351,900

## (5) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
玉井 信光	東京都世田谷区	267,755	22.16
藤井 優子	東京都世田谷区	52,014	4.31
ユービーエスエージーシンガポール (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	AESCHENVORSTADI 1CH-4051 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2-3-14)	36,108	2.99
青島 正章	東京都渋谷区	35,325	2.92
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	BAHNHOFSTRASSE 36, P. O. BOX 8010, CH-8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	31,178	2.58
財務大臣	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	20,001	1.66
エスアイエツクス エスアイエス エルティーデー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	BASLERSTRASSE 100CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	14,347	1.19
平野 修	静岡県浜松市中区	13,299	1.10
田村 直丈	静岡県田方郡函南町	12,200	1.01
井上 晴義	大阪府大阪市中央区	12,150	1.01
計	—	494,377	40.92

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,208,135	1,208,135	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,208,135	—	—
総株主の議決権	—	1,208,135	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が115株(議決権115個)含まれております。

### ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	3,240	2,880	3,300	4,400	4,265	4,980
最低(円)	2,550	1,825	2,120	2,800	3,200	3,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は次の通りであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
執行役員	執行役員 投資銀行副本部長	森上 克典	平成22年2月22日

(注) 森上克典氏は平成22年2月22日付で、㈱パブリック・マネジメント・コンサルティングの代表取締役役に就任しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第2四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,407,532	※2 5,811,512
売掛金	102,614	186,152
有価証券	411	431,098
営業投資有価証券	6,031,940	6,059,149
販売用不動産	964,000	911,167
繰延税金資産	3,089	1,065
営業貸付金	※3 7,075,833	※3 11,336,718
未収入金	506,309	635,277
その他	302,478	1,325,440
貸倒引当金	△9,742,616	△12,234,548
流動資産合計	6,651,593	14,463,033
固定資産		
有形固定資産	※1 164,189	※1 196,647
無形固定資産		
のれん	438,582	474,371
その他	112,708	155,619
無形固定資産合計	551,291	629,990
投資その他の資産		
投資有価証券	2,948,134	178,747
その他	298,335	297,645
投資その他の資産合計	3,246,469	476,393
固定資産合計	3,961,950	1,303,031
資産合計	10,613,544	15,766,064

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	44,792	63,038
短期借入金	74,000	※2 175,000
1年内返済予定の長期借入金	215,000	260,000
未払金	132,571	244,418
未払費用	57,284	85,008
未払法人税等	27,250	19,068
賞与引当金	86,029	107,007
債務保証損失引当金	—	13,006
その他	686,788	715,700
流動負債合計	1,323,716	1,682,247
固定負債		
新株予約権付社債	3,090,000	7,950,000
長期借入金	170,000	245,000
繰延税金負債	48,353	40,118
退職給付引当金	79,325	78,027
その他	755,787	322,833
固定負債合計	4,143,466	8,635,980
負債合計	5,467,182	10,318,228
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,764,317	10,764,317
資本剰余金	10,351,900	10,351,900
利益剰余金	△16,759,119	△16,353,913
株主資本合計	4,357,098	4,762,304
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3,481	△1,477
為替換算調整勘定	△80,477	△107,466
評価・換算差額等合計	△83,959	△108,944
新株予約権	21,815	20,572
少数株主持分	851,408	773,903
純資産合計	5,146,361	5,447,836
負債純資産合計	10,613,544	15,766,064



(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)
売上高	2,047,287	2,592,256
売上原価	10,682,779	1,956,059
売上総利益又は売上総損失(△)	△8,635,491	636,196
販売費及び一般管理費	※1 10,990,484	※1 1,411,709
営業損失(△)	△19,625,976	△775,512
営業外収益		
受取利息	29,052	8,064
為替差益	—	9,070
還付加算金	15,501	—
負ののれん償却額	10,385	—
確定拠出年金返還金	—	8,738
その他	12,588	11,728
営業外収益合計	67,527	37,602
営業外費用		
支払利息	23,243	1,837
有価証券運用損	768,861	—
支払手数料	—	33,064
為替差損	20,541	—
その他	113,175	1,992
営業外費用合計	925,822	36,894
経常損失(△)	△20,484,271	△774,804
特別利益		
貸倒引当戻入益	—	179,088
関係会社株式売却益	68,668	—
新株予約権付社債償還益	7,018,650	329,000
その他	—	48,488
特別利益合計	7,087,318	556,576
特別損失		
関係会社整理損	—	291,403
投資有価証券評価損	25,000	0
出資金清算損	12,325	890
特別退職金	52,832	—
前期損益修正損	1,127	142
その他	11,132	7,067
特別損失合計	102,418	299,504
税金等調整前四半期純損失(△)	△13,499,371	△517,732
法人税、住民税及び事業税	5,649	3,962
法人税等調整額	824,285	6,211
法人税等合計	829,934	10,173
少数株主損失(△)	△160,160	△122,698
四半期純損失(△)	△14,169,145	△405,206

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	1,204,626	830,187
売上原価	10,163,578	430,423
売上総利益又は売上総損失(△)	△8,958,952	399,764
販売費及び一般管理費	※1 8,866,197	※1 671,324
営業損失(△)	△17,825,150	△271,559
営業外収益		
受取利息	6,264	1,946
有価証券運用益	—	11,897
為替差益	13,146	—
デリバティブ運用益	22,303	—
確定拠出年金返還金	—	8,738
その他	10,930	3,431
営業外収益合計	52,645	26,014
営業外費用		
支払利息	4,229	445
有価証券運用損	335,002	—
支払手数料	39,501	24,758
為替差損	—	22,203
その他	14,710	3,884
営業外費用合計	393,444	51,291
経常損失(△)	△18,165,949	△296,836
特別利益		
関係会社株式売却益	11,794	—
持分変動利益	—	33,163
新株予約権付社債償還益	7,018,650	—
その他	—	12,071
特別利益合計	7,030,444	45,235
特別損失		
投資有価証券売却損	—	4,378
投資有価証券評価損	25,000	0
出資金清算損	12,066	—
特別退職金	52,832	—
出資金評価損	—	1,821
その他	11,132	682
特別損失合計	101,031	6,882
税金等調整前四半期純損失(△)	△11,236,536	△258,483
法人税、住民税及び事業税	3,232	2,384
法人税等調整額	824,997	7,326
法人税等合計	828,230	9,710
少数株主損失(△)	△2,989	△19,929
四半期純損失(△)	△12,061,777	△248,265

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失(△)	△13,499,371	△517,732
減価償却費	70,605	56,029
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,054,764	△2,485,692
賞与引当金の増減額(△は減少)	△60,009	△17,321
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	1,124,058	△13,006
受取利息	△29,065	△8,064
資金原価及び支払利息	35,383	20,489
有価証券売却損益(△は益)	768,861	23,447
新株予約権付社債償還損益(△は益)	△7,018,650	△329,000
営業投資有価証券売却損益(△は益)	8,375,280	—
関係会社株式売却損益(△は益)	△68,668	—
関係会社整理損	—	291,403
売上債権の増減額(△は増加)	△393,820	△11,861
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	200,515	58,292
たな卸資産の増減額(△は増加)	△387,481	△52,832
営業貸付金の増減額(△は増加)	10,653,655	4,260,885
未払金の増減額(△は減少)	△463,180	48,826
未払費用の増減額(△は減少)	249,610	△26,868
未収入金の増減額(△は増加)	△214,129	122,419
その他	△179,839	302,266
小計	3,218,520	1,721,679
利息の受取額	23,832	10,389
利息の支払額	△59,813	△20,344
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	1,188,871	4,074
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,371,410	1,715,800
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の増減額(△は増加)	3,234,494	206,613
投資有価証券の取得による支出	—	△2,883,138
新規連結子会社の取得による支出	△1,967,915	—
連結の範囲の変更を伴う子会社売却による支出	△562,685	—
連結の範囲の変更を伴う子会社売却による収入	7,626,292	320,111
短期貸付金の増減額(△は増加)	△110,252	320,089
その他	△6,285	△11,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,213,648	△2,047,948

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△9,428,522	△1,000
長期借入金の返済による支出	△2,570,900	△130,000
少数株主からの払込みによる収入	—	279,120
配当金の支払額	△2,051	△924
社債の償還による支出	△4,208,082	△4,301,500
その他	—	9,546
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,209,555	△4,144,758
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△10,910	8,194
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,635,406	△4,468,712
現金及び現金同等物の期首残高	9,500,189	5,811,512
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	64,733
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,864,782	※1 1,407,532

### 【継続企業の前提に関する注記】

当第2四半期連結累計期間（自平成21年10月1日 至平成22年3月31日）

当社グループは2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の所持人の選択による平成22年2月8日の繰上償還については完了しましたが、世界的な金融危機と景気後退の影響による不動産市況の悪化により、貸付債権等の大幅な引当処理を実行し資産圧縮を徹底させたことで、2期連続して重要な営業損失を計上しており、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失775,512千円を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループは下記の対応策を策定し取り組んでおります。

#### (1) 収益基盤の早期確立

当社を中心とする投資銀行事業において、今後も増加が予想されるディストレスアセットを背景に、国内外の投資家に対し事業再生案件やマンション再販投資事業案件などの投資機会を提供するとともに、その案件の取引の仕組み構築や関係者間の調整（ストラクチャードトレーディング(注)）及びアセットマネジメントに注力し、また不動産価格の底打ち期待を背景に、開発案件を模索するデベロッパーも散見されつつあることから、この資金ニーズに対応できるストラクチャードファイナンスを積極的に提案し、収益の拡大を目指して参ります。

これら業務を推進していく体制整備といたしまして、アセットマネジメント機能、証券機能の充実を図り、必要に応じて他社とのアライアンスや買収も視野に置いて、投資銀行としての機能強化を図るとともに、グループ会社の再整備を行って参ります。

また、公共財関連事業は、公会計、PPP（Public Private Partnership:公民連携）、財務のコンサルティングを展開しノウハウを蓄積させるとともに、ファイナンスアレンジメントやアセットマネジメントへ向けての取組みを進めて参ります。

(注)ストラクチャードトレーディングとは、物件の売り手と買い手の希望価格や投資家のリスク許容度、さらにその他の関係者との利害対立などにより、ストレートな売買ができない場合に、取引の仕組み構築やそれぞれの関係者の利害調整を行うことで、取引を成立させる当社の業務手法です。

#### (2) 費用の削減体制の継続

前連結会計年度より、すでに大幅な費用の見直しを実施し効果がでておりますが、無駄をそぎ落とした事業推進を継続して参ります。

#### (3) 営業貸付金の回収等

営業貸付金の回収や資産売却による流動性の確保に努めて参ります。

#### (4) 金融機関、投資家等からの資金調達

金融機関及び投資家等からの新規の借入等の資金調達を検討いたします。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

#### 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
連結の範囲に関する事項の変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増したことなどにより、フィンテックアセットマネジメント㈱を連結の範囲に含めております。 また、当第2四半期連結会計期間より、㈱イントラストについては売却により連結の範囲から除外しておりません。

#### 【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用のその他に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用のその他に含まれる「支払手数料」は72,635千円であります。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第2四半期連結会計期間において、投資その他の資産に含めていた「投資有価証券」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結会計期間の投資その他の資産に含まれる「投資有価証券」は1,235,007千円であります。

#### 【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

#### 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年9月30日)
<p>※1</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額 189,210千円</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 担保提供資産 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <hr/> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <hr/> <p>※3 貸付金のうち不良債権の額</p> <p>破綻先債権 ー千円 延滞先債権 5,582,773千円</p> <p>① 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることやその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>② 延滞先債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金であります。</p> <p>4 偶発債務 (1) 保証債務</p> <hr/> <p>(2) 連帯保証債務</p> <hr/>	<p>※1</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額 169,124千円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 担保提供資産 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金 100,119千円</p> <hr/> <p>計 100,119千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>短期借入金 100,000千円</p> <hr/> <p>計 100,000千円</p> <p>※3 貸付金のうち不良債権の額</p> <p>破綻先債権 ー千円 延滞先債権 8,079,304千円</p> <p>① 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることやその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>② 延滞先債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金であります。</p> <p>4 偶発債務 (1) 保証債務</p> <p>㈱アキムラ シー・アイ・エックス 211,236千円</p> <hr/> <p>計 211,236千円</p> <p>(2) 連帯保証債務 ㈱イントラストによる賃貸保証事業に係る保証極度相当額 189,507,193千円 (入居者数に平均家賃、保証期間を乗じたものであります。)</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第2 四半期連結累計期間

前第2 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの 役員報酬 193,982千円 給与手当 435,764千円 貸倒引当金繰入額 4,101,755千円 賞与引当金繰入額 47,432千円 債務保証損失引当金繰入額 1,131,216千円 退職給付費用 12,841千円 減価償却費 58,465千円 地代家賃 137,270千円 支払手数料 431,293千円 貸倒損失 3,932,719千円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 129,022千円 給与手当 303,583千円 賞与引当金繰入額 95,222千円 退職給付費用 4,227千円 減価償却費 43,332千円 地代家賃 123,859千円 支払手数料 296,018千円

## 第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの 役員報酬 87,170千円 給与手当 217,588千円 貸倒引当金繰入額 2,909,526千円 賞与引当金繰入額 27,286千円 債務保証損失引当金繰入額 1,131,216千円 退職給付費用 7,104千円 減価償却費 30,029千円 地代家賃 67,416千円 支払手数料 214,003千円 貸倒損失 3,932,719千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの 役員報酬 64,268千円 給与手当 141,294千円 賞与引当金繰入額 48,146千円 退職給付費用 1,454千円 減価償却費 20,918千円 地代家賃 60,011千円 支払手数料 139,956千円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  現金及び預金 5,864,782千円 現金及び現金同等物 5,864,782千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  現金及び預金 1,407,532千円 現金及び現金同等物 1,407,532千円



(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,208,135

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年2月発行ユー ロ円建新株予約権付社 債に付した新株予約権	普通株式	19,482	—
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	21,815
合計			19,482	21,815

(注) 第5回新株予約権の一部、第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	投資銀行事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他事 業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売 上高	303,224	390,414	417,684	93,303	1,204,626	—	1,204,626
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	△57,526	—	—	—	△57,526	57,526	—
計	245,698	390,414	417,684	93,303	1,147,099	57,526	1,204,626
営業損失(△)	△17,127,020	△831,762	△88,070	△4,551	△18,051,404	226,254	△17,825,150

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

当第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	投資銀行事 業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売 上高	156,809	286,833	320,022	66,522	830,187	—	830,187
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	156,809	286,833	320,022	66,522	830,187	—	830,187
営業利益又は営業損失 (△)	△262,974	△79,256	110,283	△28,196	△260,143	(11,416)	△271,559

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	612,695	706,784	575,535	152,272	2,047,287	—	2,047,287
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	6,000	—	—	—	6,000	(6,000)	—
計	618,695	706,784	575,535	152,272	2,053,287	(6,000)	2,047,287
営業損失(△)	△19,066,000	△792,628	△117,777	△12,948	△19,989,354	363,377	△19,625,976

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日）

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	231,710	786,050	1,452,730	121,763	2,592,256	—	2,592,256
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	—	—	—	—
計	231,710	786,050	1,452,730	121,763	2,592,256	—	2,592,256
営業利益又は営業損失 (△)	△795,329	△90,168	93,499	△40,225	△832,223	56,710	△775,512

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	632,041	198,145	830,187	—	830,187
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	632,041	198,145	830,187	—	830,187
営業損失（△）	△137,952	△120,310	△258,262	(13,297)	△271,559

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
欧米：スイス、バミューダ

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	2,148,085	444,170	2,592,256	—	2,592,256
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,148,085	444,170	2,592,256	—	2,592,256
営業損失（△）	△499,187	△326,707	△825,895	50,382	△775,512

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
欧米：スイス、バミューダ

## 【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）

	欧米	計
I 海外売上高（千円）	198,145	198,145
II 連結売上高（千円）	—	830,187
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	23.9	23.9

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧米：バミューダ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日）

	欧米	計
I 海外売上高（千円）	444,170	444,170
II 連結売上高（千円）	—	2,592,256
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	17.1	17.1

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧米：バミューダ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

### （デリバティブ取引関係）

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

### （ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）

1 当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 598千円

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 3,536円97銭	1株当たり純資産額 3,851円31銭

## 2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

## 第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失 11,728円11銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失である ため記載していません。	1株当たり四半期純損失 335円40銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失である ため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失 (千円)	14,169,145	405,206
普通株式に係る四半期純損失(千円)	14,169,145	405,206
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,208,135
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含まれな かった潜在株式について前連結会計年度末から 重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総 会の特別決議による新株引受権 (ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会 の特別決議による平成16年12月 1日及び平成16年12月14日発行 の新株予約権(ストック・オブ ション) 490個(普通株式36,750株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総 会の特別決議による平成17年12 月2日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 143個(普通株式10,725株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成18年4 月27日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 90個(普通株式450株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ 円建転換社債型新株予約権付社 債に付した新株予約権 1,216個(普通株式76,670株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成19年6 月4日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 1,017個(普通株式1,017株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総 会の特別決議による平成20年12 月29日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 352個(普通株式352株)</p> <p>連結子会社：(株)イントラスト 新株予約権(ストック・オブショ ン) 76個(普通株式 76株)</p> <p>新株予約権(ストック・オブショ ン) 101個(普通株式 101株)</p>	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総 会の特別決議による新株引受権 (ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会 の特別決議による平成16年12月 1日及び平成16年12月14日発行 の新株予約権(ストック・オブ ション) 448個(普通株式33,600株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総 会の特別決議による平成17年12 月2日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成18年4 月27日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 75個(普通株式375株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ 円建転換社債型新株予約権付社 債に付した新株予約権 309個(普通株式19,482株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成19年6 月4日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 768個(普通株式768株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総 会の特別決議による平成20年12 月29日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 230個(普通株式230株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総 会の特別決議による平成21年12 月28日発行の新株予約権(スト ック・オプション) 268個(普通株式268株)</p>

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失 9,983円80銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失である ため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 205円49銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失である ため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	12,061,777	248,265
普通株式に係る四半期純損失(千円)	12,061,777	248,265
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,208,135
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権(ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 490個(普通株式36,750株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 143個(普通株式10,725株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成18年4月27日発行の新株予約権(ストック・オプション) 90個(普通株式450株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権 1,216個(普通株式76,670株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 1,017個(普通株式1,017株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 352個(普通株式352株)</p> <p>連結子会社：(株)イントラスト 新株予約権(ストック・オプション) 76個(普通株式 76株) 新株予約権(ストック・オプション) 101個(普通株式 101株)</p>	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権(ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 448個(普通株式33,600株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成18年4月27日発行の新株予約権(ストック・オプション) 75個(普通株式375株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権 309個(普通株式19,482株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 768個(普通株式768株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 230個(普通株式230株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 268個(普通株式268株)</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、平成20年8月13日付で、丸紅株式会社及び齋藤栄功に対し、損害賠償請求訴訟を提起しております。本件は、齋藤栄功と丸紅株式会社の元従業員らが共同して、丸紅株式会社の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取した一連の詐欺事件につき、当社がその被害回復のため、提起に至っております。

(請求金額)

2,490百万円及びこれに対する平成19年12月20日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金

(提訴先)

丸紅株式会社

齋藤栄功 (株式会社アスクレピオス 元代表取締役)



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月13日

フィンテックグローバル株式会社

取締役会 御中

## 清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失8,240,303千円を計上しており、当第2四半期連結累計期間においても営業損失19,625,976千円を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

フィンテックグローバル株式会社

取締役会 御中

## 清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに2期連続して重要な営業損失を計上したことに引き続き、当第2四半期連結累計期間においても営業損失775,512千円を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。